

事務所開設日 (開設する曜日に○を付けてください。)	月	火	水	木	金	土	日
事務所開設時間 (毎週開設しない場合は、第×曜日など補記してください。)	9時 30分 から 11時 30分 まで						

実施団体名

(三田よろずやワーク)

一人当たり

サービス内容		実施の有無 (○又は×を記載)	1回当たりの提供時間 (●分まで)	1回当たりの提供時間に係る提供料金(円)
第1号サービス	①掃除(居室内やトイレ・卓上等の清掃、ゴミ出し)	○	60分	500
	②洗濯(洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥・取り入れ・収納、アイロンがけ)	×		
	③ベッドメイク(利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等)	×		
	④衣類の整理・被服の補修 (夏・冬物等の入れ替え等、ボタン付け、破れの補修等)	×		
	⑤一般的な調理、配下膳(配膳、後片付けのみ、一般的な調理)	×		
	⑥買い物・薬の受け取り (日用品等の買い物(内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む)、薬の受け取り)	○	60分	500
第2号サービス	⑦草むしり、花木の水やり、植木の剪定等の園芸	○	60分	500
	⑧犬の散歩等ペットの世話	×		
	⑨家具・電気器具等の組み立て・移動・修繕・模様替え	○	60分	500
	⑩大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ	○	60分	500
	⑪室内外家屋の修理、ペンキ塗り	○	60分	500
	⑫正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理	×		
	⑬書類・郵便物等の確認、手続きの助言	×		
	⑭新聞、書類等の代読、パソコン操作	○	60分	500
	⑮散歩・買い物等外出時の付き添い	○	60分	500
	⑯無償により自家用車を使用して行う送迎	○		
⑰3号サービス	① (休耕田の防草対策としてのシート張り、耕作)	○	120分	2,000
	② (家の周りの樹木伐採)	○	120分	1,500
	③ (大型ごみの搬出)	○	120分	1,500
活動にかか る実費徴収金	3号サービスの使用料金には、機器使用料、燃料費等の実費が含まれているが、1号、2号サービスの提供料金には実費使用料が含まれていないため、別途の実費費用を徴収する。			